

各関係団体の長 様

山口県健康福祉部障害者支援課長

「障害のある人もない人も共に暮らしやすい山口県づくり条例」に係る  
周知について（協力依頼）

障害福祉行政の推進につきましては、平素から格別の御高配を賜り、厚くお礼申し上げます。  
さて、令和4年10月11日に公布・施行した標記条例については、関係団体に対し広く周知をお願いしているところですが、本条例においては、令和5年4月1日から事業者による合理的配慮の提供を義務化するとともに、障害を理由とする差別事案について、市町及び県への相談を経ても解決を図ることが困難な場合、障害者からあっせんの申立てをすることができるものとしています。

申立てがなされた場合、第三者でつくる障害者差別解消調整委員会があっせん案を障害者及び事業者に示すものとしていますが、委員会が示したあっせん案に事業者が従わない場合、県が必要な措置をとるよう勧告することができ、さらに、勧告にも従わない場合、事業者名などを公表できるものとしていることから、とりわけ、事業者に本条例の趣旨の徹底を図ることが重要と考えています。

については、下記による方法等を通じた傘下団体・所属会員等への周知に御協力いただきますようお願いいたします。

## 記

### 1 周知方法例

#### (1) 機関誌等への掲載

貴団体の発行する会員向け機関誌・広報誌等に別添原稿を掲載していただくことや、各種資料の郵送（配信）時に同封（添付）いただくことなどが考えられます。

#### (2) 団体内研修の活用

貴団体の開催する会員向け研修等において、条例内容について理解を深める時間を設けていただくことなどが考えられます。

### 2 その他

- ・ 別添原稿は、A4版1ページ用として作成していますが、サイズ・分量等についての調整や、県ホームページに掲載している県民向け分かりやすいリーフレット版の活用もできますので、適宜、ご相談ください。
- ・ 研修については、当課職員が講師として説明を行うことが可能ですので、実施日・実施時間等について適宜、ご相談ください。
- ・ 条例の対象となる「事業者」とは、県内で商業その他の事業を行う企業や団体等であり、目的の営利・非営利、個人・法人の別を問わず、同じサービス等を反復継続する意思をもって行う者となります。（個人事業主やボランティア活動をするグループなども含まれます）

在宅福祉推進班 担当 金子・河村  
TEL : 083-933-2764 FAX : 083-933-2779  
a14100@pref.yamaguchi.lg.jp